

建設工事と技術者の配置について

宇治田原町

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- ・特定建設業（指定建設業） : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業（指定業種以外） : 一級国家資格者、指導監督の実務経験者（年数規定有）

◎営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

◎営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。（宇治田原町内営業所が対象）
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

◎2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

工事現場には、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を配置しなければなりません。

(1) 監理技術者等

(ア) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(イ) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(2) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の監理技術者等とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の監理技術者等がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

3 工事現場ごとに専任すべき監理技術者等（建設業法第26条第3項）

請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に設置される監理技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

ただし、入札公告等で工事現場における監理技術者等の専任を資格要件としている場合であっても、建設業法施行令に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事でない場合は、監理技術者等を非専任で配置することができます。

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の21業種)			
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
営業者に必要な技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	4,000万円以上 ※1	4,000万円未満 ※1	4,000万円以上は契約できない ※1	4,000万円以上 ※1	4,000万円未満 ※1	4,000万円以上は契約できない ※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が3,500万円(※2)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性 監理技術者講習受講の必要性	国、公共団体等発注の場合 は必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合 は必要	必要なし	

※1 建築一式工事の場合:6,000万円

※2 建築一式工事の場合:7,000万円

(1) 工事現場への専任を要しない期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、契約工期中であっても、次に掲げる期間は、工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も発注者と建設業者との間で、その期間が書面により明確となっていることが必要であり、当該期間中は監理技術者等を非専任で配置する必要があります。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2) 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。

なお、同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とします。

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

現場代理人については、工事請負契約書に以下の条件を規定しています。

（1）現場代理人の工事現場常駐義務

宇治田原町の工事請負契約書第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

「工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」とは、当該工事のみを担当することだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

（2）工事現場における現場代理人の常駐の特例

宇治田原町の工事請負契約書第10条第3項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」とは、以下の条件のいずれかの場合に限ります。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

現場代理人が工事現場を離れる場合、その期間を明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

(3) 現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合（宇治田原町内に本社又は本店を置く事業者に限る）

次のアからオのいずれかの場合。ただし、発注者が認めない場合を除く。

ア (2) アからエのいずれかの場合

イ 一件の入札で複数の契約をする工事それぞれに現場代理人として従事する場合。

ウ 契約済みの工事に続き、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合

エ 兼任する全ての工事が技術者非専任工事の場合は、以下の全てを満たすとき。

(ア) 兼任する工事が、宇治田原町内であること。

(イ) 兼任する工事が2件までであること。

(ウ) 兼任する工事の当初請負金額の合計が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満であること。

(エ) 宇治田原町又は国、京都府、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、宇治田原町と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。

(オ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

オ 兼任するいずれかの工事が主任技術者専任工事の場合は、以下の全てを満たすとき。

(ア) 兼任する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で工事相互の間隔が5km程度の近接した場所であること。

(イ) 兼任する工事が2件までであること。

(ウ) 宇治田原町又は国、京都府、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、宇治田原町と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。

(エ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

5 請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることとされています。

また、「入札の申込みの日」とは、以下の日とします。

一般競争入札の場合 = 入札参加資格確認申請日
指名競争入札の場合 = 入札の執行日
随意契約の場合 = 見積書の提出日

第2 監理技術者等の変更

監理技術者等の変更は、原則として認めません。

ただし、死亡・疾病・退職・転勤等、やむを得ない事由がある場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

平成28年6月1日より適用